

全養協通信

平成25年7月25日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 厚生労働省が「家庭的養護の推進に向けた『都道府県推進計画』の作業等について」(事務連絡文書)を発出(7月23日)
2. 児童相談所での児童虐待相談対応件数が66,807件(速報値)
3. 厚労省ホームページにて「施設の小規模化事例集」、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」公表
4. 全社協・全養協からのお知らせ

《今号の同封物一覧(会員施設)》

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「家庭的養護の推進に向けた『都道府県推進計画』の作業等について」(写)
2. 「子育て支援フォーラム in 愛知」(主催:SBI子ども希望財団、他)案内

1. 厚生労働省が「家庭的養護の推進に向けた『都道府県推進計画』の作業等について」(事務連絡文書)を発出(7月23日)

—「都道府県推進計画」策定に係る手順等の詳細が示される—

7月23日付にて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課より地方自治体に対し、「家庭的養護の推進に向けた『都道府県推進計画』の作業等について」(事務連絡)が発出されました。本件は、厚労省雇・児局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日雇児発1130第3号)にて示されている「『第Ⅲ部 計画的な推進等』について」において、「都道府県推進計画(以下、「推進計画」)に規定すべき内容、策定手順、時期等を別途具体的に示す」としていたものです。

現在、内閣府の「子ども・子育て会議」にて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下、「支援計画」)」に係る議論が行われており、本事務連絡においては、支援計画と推進計画の関係、および計画策定のスケジュール(イメージ)、着手すべき内容が示されています。そのなかで、各施設に策定が求められている「家庭的養護推進計画(以下、「養護計画」)」に係るスケジュールも提示され、社会的養護の需要量等の算出作業や、施設・行政間における調整・協議等の設定についても記載されています。

なお、本事務連絡は現時点の状況をもとに示されており、「子ども・子育て会議」における検討状況等によっては変更される可能性があるとのことですので、ご承知おきください。

また、本件に至るうえでは、全養協・全乳協・全母協の3種別協議会より、以下の意見を申し出ておりますので、あわせてご参照ください。

意見	説明
1. 人員配置基準の引上げを明確にするとともに、ハード面のみが先行することのないようにしていただきたい	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画があたかも施設の整備・改築に主眼を置いているかのような誤解を与えハード面のみが先行した場合、乳児院の入所児の生命や安全、生活が脅かされる事態を招くことが強く懸念される。 課題と将来像に掲げた人員配置基準等の引上げは、施設の小規模化・家庭的養護推進の前提条件であり、これと推進計画は車の両輪のように同時に進めるべきであることから、人員配置基準の改善時期を明確にする等、より積極的な表現を盛り込むべきである。
2. 社会的養護の需要量を適切に算出いただきたい	<ul style="list-style-type: none"> 少子化や核家族化の進行、子育て環境の激変は、社会的養護の需要を減らすどころか、むしろ被虐待児や障害児をはじめ、潜在的需要の増加をもたらしているという現実には、十分留意すべきである。 潜在的需要には、養育困難な保護者や、胎児期からの虐待等、数値化できない需要や、自治体が把握していないケースが相当数あるという点を考慮し、計画へ反映する必要がある。 潜在的需要を含む「社会的養護の需要量」については、地方版子ども・子育て会議の中で、社会的養護関係施設や里親等の現場の声を踏まえて算出するべきである。 社会的養護の需要量と、施設養護の供給量と家庭養護の供給量の和との間に差が生じた場合は、社会的養護を必要とする全ての子どもに最善の養育環境を保障するという観点から、施設養護の供給の必要量を確保することも含め、その対応を明確にするべきである。
3. 養護計画の策定についても明示いただきたい	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画のみならず、施設が策定する養護計画の内容についても明確にするべきである。 養護計画は、社会的養護関係者等との十分な協議に基づく社会的養護の需要量の推計が示された後、それを踏まえて策定されるべきものであり、その手順についても明確にするべきである。
4. 子ども・子育て会議に社会的養護関係者の意見を反映していただきたい	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画の策定にあたり、施設養護関係者をはじめ幅広い関係者の意見を踏まえるところがあるが、これをとりまとめる地方版子ども・子育て会議において、社会的養護関係者の意見が確実に反映されるよう、そのメンバーとしての位置づけを明確にするべきである。
5. 母子生活支援施設の今後の整備方針、整備目標等を明示いただきたい	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設については、24年11月30日付雇・児局長通知の枠組み(小規模化、家庭的養護の推進)から外れることから、推進計画の内容・項目から外されているが、支援を必要とする親と子にとって重要な社会的養護の制度であるため、都道府県等に「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」における社会的養護のなかで位置づけられる旨を補足いただきたい。 「市町村子ども子育て支援事業支援計画」との関連、計画としての整合性等について留意する事項についても補足いただきたい。

その結果、今般の事務連絡には、都道府県等は以下の事項に留意する旨等が記載されました。

- ① 推進計画の策定にあたり、地域の社会的養護に係る課題を的確に把握し、関係者が一体となって施策を推進していくために、施設養護関係者等の意見を踏まえて作成する
- ② 各施設の養護計画策定にあたっての課題は「小規模化に当たっての課題と対応（下表参照）」を踏まえるよう留意する
- ③ 養護計画策定にあたり、各施設の状況・実情を把握するとともに、必要な助言や支援をする
- ④ 「社会的養護の課題と将来像」に掲げている児童養護施設等の直接処遇職員の基本配置の引き上げや加算職員の配置の充実については、国としても、引き続き努力していく

**「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」
(社保審児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ、平成24年10月) より抜粋**

3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。

- ▶職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- ▶新人の育成が難しい。
- ▶ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- ▶人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- ▶小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。
- ▶感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。
- ▶家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- ▶従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。
- ・小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

参考

子ども・子育て支援法に係る「支援計画」等と、社会的養護に係る「推進計画」等の関係（全養協事務局整理）

子ども・子育て支援法

■基本指針

〔子ども・子育て支援のための施策を、総合的に推進するための指針〕

- 子ども子育て支援の意義、自治体の事業計画作成指針を定める。
- ⇒すべての都道府県・市町村が本指針をもとに計画を策定



■都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

〔広域性・専門性の立場から、市町村を支援するための計画〕

- 社会的養護は、「要保護児童の養育環境整備や、子どもに関する専門的知識・技術を要する支援に係る施策の実施に関する事項」として、都道府県事業に位置付け、本計画に盛り込む。
- ⇒社会的養護体制の充実、児童虐待防止対策の充実 等
- 任意記載事項
学校教育・保育に関する情報の公表 等



■市町村子ども・子育て支援事業計画

〔幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援に係る5年間需給計画〕

- 必須記載事項
幼児期の学校教育・保育量見込み、提供体制確保の内容・実施時期 等
- 任意記載事項
要保護児童の養育環境整備や、子どもに関する専門的知識・技術を要する支援に関する都道府県施策との連携に関する事項 等

※左記「支援計画」は、子ども・子育て支援施策を、計画的・総合的に推進するための5ヵ年計画。

※下記「推進計画」は、児童養護施設・乳児院の小規模化・地位分散化や、里親等の推進を、具体的・計画的に推進するための15ヵ年計画。なお、「推進計画」策定にあたっては、「行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行いながら」進めることとされています。

■都道府県推進計画

〔児童養護施設・乳児院の小規模化・地域分散化を計画的に推進するための計画〕

- 厚労省局長通知(H24.11.30)で都道府県行政に策定義務付け。
- 平成27年度～15年間の計画。
- 策定手順等は、別途示すこととされた。

■家庭的養護推進計画

〔施設がその実情に応じ定める小規模化・地域分散化等の計画〕

- 厚労省局長通知(H24.11.30)で策定を施設に要請するもの。
- 平成27年度～15年間のうち、施設が任意に定める期間が対象

●厚労省・家庭福祉課事務連絡通知(H25.7.23)

〔社会的養護の需要量算出、施設・家庭養護の供給量算出を示す〕

- 上記局長通知を受け、推進計画の策定手順等を示す。
- 社会的養護の需要量、施設養護・家庭養護の供給量、それぞれの算出等について規定
- 養護計画策定に当たっては、児童養護施設、乳児院それぞれの特性に留意することが必要

2. 児童相談所での児童虐待相談対応件数が66,807件(速報値)

7月25日、厚労省は全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第9次報告）」ならびに、児童相談所での平成24年度児童虐待相談対応件数を公表しました。児童虐待相談対応件数は、前年度（23年度 59,919件）を大きく上回り、

66,807 件（速報値）と増加の一途をたどり、過去最多となりました。

死亡事例等の検証結果については、対象の 23 年度発生・表面化した児童虐待による死亡事例（99 人／事例 85 件）のうち、心中以外の虐待死（58 人／事例 56 件）は、0 歳児が 25 人（43.1%）と最も多く、3 歳未満を合わせると 39 人（67.2%）と大部分を占めています。主たる加害者は、「実母」が 33 人（56.9%）と最も多く、次いで「実父」が 11 人（19.0%）でした。児童相談所は 17 例（30.4%）に関与しており、第 2 次報告以降最も高い割合となっています（第 2 次～8 次では 1～2 割で推移）。詳細は厚労省ホームページをご参照ください。

厚労省 HP「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第9次報告の概要)及び児童虐待相談対応件数等」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000037b58.html>

3. 厚労省ホームページにて「施設の小規模化事例集」、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」公表

7 月 22 付にて、①施設の小規模化事例集（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ、平成 25 年 3 月）、②社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集（親子関係再構築支援ワーキンググループ、平成 25 年 3 月）等が公表されました。

①施設の小規模化事例集は、厚労省雇・児童局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月 30 日雇児発 1130 第 3 号）で発出された小規模化等の手引きを、施設において具体的にイメージできるようにするため、参考として先行事例を紹介しています。事例集では、(1)「小規模化・地域分散化は、その機能を地域分散化して地域支援へと拡充させ、施設の役割を発展させていくこと」、(2)「虐待を受けた児童、病虚弱児、障害のある児童などの増加により、養育の難しさが増していること」、(3)「児童の養育のみではなく、保護者とのかかわりや地域とのかかわりがより求められるようになってきていること」、(4)「子どもの安心・安全をいかに保障するか、小規模化することにより増す職員の負担感や人材養成の難しさにどう対応するかが課題となっていること」等が留意すべき点として示されています。

施設の小規模化及び家庭的養護の推進ワーキンググループ参画メンバー（児童養護施設関係者／名簿順）
杓野一誠氏（高知県・さくら園施設長）、伊達直利氏（神奈川県・旭児童ホーム施設長）、
武藤素明氏（東京都・二葉学園統括施設長）

②「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護の施設は、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援の充実を図る必要があることが掲げられました。親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設と児童相談所とが連携しながら行う必要があるとされています。これらのことを受けて、社会的養護の施設が親子関係再構築支援の充実を図ること、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について検討することを目的として、親子関係再構築支援ワーキンググループが立ち上げられ、施設による親子関係の再構築支援を推進するために、事例集がとりまとめられました。

親子関係再構築支援ワーキンググループ参画メンバー（児童養護施設関係者／名簿順）
松永忠氏（大分県・光の園施設長）、塩田 規子氏（東京都・救世軍世光寮副施設長）

なお、①および②の事例集は、厚労省家庭福祉課（または家庭福祉課を通じてシンクタンクの業者等）より、8月末頃を目途に児童養護施設および乳児院の全施設に送付される予定です。同ホームページにおいては、上記2点のほか、全国里親委託等推進委員会関係の「里親等委託率 UP の取り組み報告書」、「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」等も公表されていますので、あわせてご参照ください。

厚労省 HP「社会的養護」(社会的養護の課題と将来像の実現に向けたワーキング等について)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

4. 全社協・全養協からのお知らせ

(1) 「児童養護施設職員の研修に関するアンケート」へご協力をお願いします

全養協では、逼迫する職員確保問題への対応と定着率の向上に向けた取り組みが重要であるとの認識のもと、職員の専門性向上、またはキャリアパスを視野に入れた研修体系の構築等、児童養護施設における人材育成のあり方の検討を進めることとしています。研修体系の構築に着手するにあたり、各施設、各都道府県等における職員研修の実態を把握したく、7月23日付にて施設長あてに標記アンケート協力をお願いしております。ご回答のうえ、各ブロックの全養協調査研究部員等に FAX にてお送りいただきますようお願い申し上げます（提出締切：8月8日 [水]）。

<アンケート回答票の送付先、お問合せ先>

ブロック	調査研究部員等 氏名	都道府県	施設名	お問合せ TEL番号	提出先 FAX 番号
北海道	大場 信一	北海道	札幌南藻園	011-561-0668	011-561-0701
東北	鈴木 重良	宮城県	丘の家子どもホーム	022-234-6303	022-234-6304
関東	①西網 覚雄	千葉県	ひかりの子学園	0470-28-2135	0470-28-2775
	②牧 恒男	栃木県	桔梗寮	0287-82-2082	0287-80-0808
	③相澤 靖	東京都	れんげ学園	042-565-8451	042-563-8078
	埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県 →①△ 茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県 →②△ 東京都(都外設置施設含む) →③△				
中部	本弘 東午	三重県	真盛学園	059-268-2121	059-268-3370
近畿	橋本尹希子	大阪府	泉ヶ丘学院	072-278-0374	072-279-2650
中国	咲賀 信幸	山口県	なかべ学院	083-266-1934	083-266-8384
四国	沓野 一誠	高知県	さくら園	0889-22-1236	0889-22-1331
九州	中島 俊則	福岡県	久留米天使園	0942-43-3418	0942-43-1761

(2) 「第31回児童文化奨励絵画展」作品募集中です

今年で第33回を迎える本絵画展は、教育者・洋画家であり、高知県・愛童園元園長の故大野長一氏のご寄付をもとに、さらに中澤文子氏（故中澤英三全養協元会長夫人）からのご寄付を得て全養協が設置・運営している「児童文化奨励基金」により実施しています。都道府県・指定都市段階での予備審査と、児童文化奨励絵画展審査委員会による審査を経て、11月20～

22日に三重県で開催される「第67回全国児童養護施設長研究協議会」で金・銀・銅賞作品の発表および絵画の展示が行われます。

現在、作品を募集中です。応募の方法等の詳細は、各施設にお送りしている実施要綱をご参照ください。(実施要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています)

締め切り

- ① 各施設から各都道府県養協への送付締切 平成25年9月4日(水)
- ② 県養協にて予備審査のうえ、入選作品の全養協への送付締切 平成25年9月19日(木)

(3) 「第36回児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)」研究募集中です

全養協では、本会初代会長・故松島正義先生のご寄付をもとに、児童養護施設職員の実践を高めることを目的とした「第36回児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)」の研究を募集しています。各ブロック大会等での実践報告発表等で、文章化された職員の研究等がありましたら、ぜひ応募をご検討ください。応募の方法等の詳細は、各施設にお送りしている実施要綱をご参照ください。(募集要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています)

対象研究

- ① 松島賞の主旨に沿った研究であること。
- ② 児童養護施設専任職員の研究で、職員が中心であること(個人、グループ問わず)。
- ③ 文章化されたもの。
- ④ 他の賞を受賞したもの、他の助成(奨励)を受けたものは除く。
- ⑤ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間に発表されたもの。

締め切り

- ① 応募者から各都道府県協議員への送付締切 平成25年8月16日(金)
- ② 各都道府県協議員から全養協事務局への送付締切 平成25年8月23日(金)(消印有効)

(4) 平成25年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究募集中です

本研究助成は、故植山つる氏(元淑徳大学名誉教授)からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和53年度に発足したものです。児童福祉の実践処遇の仕事に情熱を燃やし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部が助成されます。

申込み締め切りは9月6日(金)です。詳細は、各施設にお送りしている募集要項をご確認ください。(募集要項は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています)

(5) 第67回全国児童養護施設長研究協議会を開催(11/20~22 三重県)[予告]

11月20日(水)~22日(金)の3日間、三重県伊勢市「伊勢市観光文化会館」他にて、「第67回全国児童養護施設長研究協議会(三重大会)」を開催します。全国の児童養護施設長や職員をはじめとする多くの関係者の皆様の積極的なご参加をお待ちしています。なお、各施設へのご案内と参加申込みの開始は9月上旬頃を予定しています。